

## 千葉県グループホーム開設準備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う者として法第36条第1項の規定に基づき指定を受けた事業者が新たに設置する住居（千葉市内に設置するものに限る。以下「グループホーム」という。）の開設（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付額)

第2条 補助事業の対象経費及び補助基準額は別表のとおりとし、補助金の交付額は、補助基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業の着手前に、千葉県グループホーム開設準備費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、千葉県グループホーム開設準備費補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第6条 第4条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉県グループホーム開設準備費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは変更交付を決定し、千葉県グループホーム開設準備費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第4条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県グループホーム開設準備費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により報告しようとする時は、補助事業の完了の日から1か月以内又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに千葉県グループホーム開設準備費補助金事業実績報告書（様式第7号）を市長に提

出しなければならない。

(額の確定通知)

第8条 規則第13条の規定による通知は、千葉市グループホーム開設準備費補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市グループホーム開設準備費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市グループホーム開設準備費補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市グループホーム開設準備費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市グループホーム開設準備費補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

(関係書類等の保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市グループホーム開設準備費補助金交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 千葉市グループホーム等開設準備費・世話人代替費補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けたグループホーム又はケアホームについては、当要綱の規定は、適用しない。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

別 表

対象経費（※1）	要件	補助基準額	確認書類
敷金及び礼金	グループホームの開設に際し、その運営を賃貸物件において行う場合。	1,000,000円（※2）	賃貸借契約書又は敷金及び礼金の領収書の写し等。
家屋改修費	グループホームの開設に際し、その運営に必要な家屋の改修を行う場合。 ただし、他の補助金（国・県の補助金を含む）及び民間助成金の交付を受けて改修を行っている場合は、対象としない。		改修にかかる契約書又は領収書の写し等。
備品購入費	グループホームの開設に際し、その運営に必要な備品を購入した場合。	400,000円 （※3）	備品購入の際の領収書の写し等。
その他市長が特に認めた経費	上記補助対象経費以外に特に認めたもの。		領収書の写し等必要な書類。

※1 開設初年度または前年度にかかる経費に限るものとする。

ただし、生活ホームからグループホームへの移行に伴い発生した経費については、補助の対象としない。

※2 1住居あたり。

開設の準備期間が年度をまたがる場合は、合計で1,000,000円とする。

※3 備品購入費の補助額は400,000円を限度とする。

（1）備品購入費が400,000円以上の場合

「敷金及び礼金」、「家屋改修費」及び「その他市長が特に認めた経費」の合計に400,000円を足した金額と補助基準額を比較して少ない方の額を補助額とする。

（2）備品購入費が400,000円以下の場合

対象経費全ての合計と補助基準額を比較して少ない方の額を補助額とする。